

新築住宅の軽減

新築された住宅で、次の床面積要件をみたす場合は、新たに課税される年度から3年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物は5年度分）に限り、120㎡までの居住部分に相当する固定資産税額（家屋分）の2分の1が軽減されます。

〔床面積要件〕

○一戸建住宅

面積 50㎡以上 280㎡以下

○住宅に店舗などが含まれている併用住宅

居住部分の床面積（居住部分の床面積が全体の2分の1以上であること）：50㎡以上 280㎡以下

○アパートなどの共同住宅

独立的に区画された居住部分の床面積に、廊下や階段などの共用部分の面積をあん分して加えた床面積：50㎡以上 280㎡以下

※貸家の場合：40㎡以上 280㎡以下

○マンションなどの区分所有の住宅

専有部分のうち居住部分の床面積に、廊下や階段などの共用部分の床面積をあん分して加えた床面積（専有部分のうち居住部分がその専有部分の2分の1以上であること）：50㎡以上 280㎡以下

※貸家の場合：40㎡以上 280㎡以下

3階建以上の木造家屋のうち、準耐火建築物に該当するものは、木造準耐火建築物であることの確認を行いますので、「建築確認申請書（写）」及び「検査済証（写）」を添付した「固定資産税減額申告書」の提出をお願いします。